

交野市公園等管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市都市公園条例（昭和50年7月31日条例第27号）第24条の規定に基づき公園等施設の管理を他に委託する場合の管理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理区分)

第2条 公園等施設の管理については、交野市公園等管理要綱第4条に定める管理を委託するものとする。

(委託者)

第3条 公園等施設の管理は、当該公園の近隣地区、自治会その他団体の中から市長が適当と認める団体に委託するものとする。

(委託の範囲)

第4条 公園等施設の管理委託の範囲は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 公園等及び付近のゴミの収集をすること。
- ② 公園等及び付近の清掃をすること。
- ③ 公園等及び付近の除草をすること。
- ④ 定期的に巡視を行い、公園等を絶えず良好な状態に保ち、事故等が発生しないようにすること。
- ⑤ 公園等設備が破損したときは、使用禁止等の表示をし、すみやかに市に報告すること。

(用具類の貸与)

第5条 前条第1項各号に定める管理業務に必要な用具類について、市が無償で受託者に貸与するものとする。

(管理業務報告)

第6条 受託者は別紙様式により、管理内容報告を行なわなければならない。

(謝礼金)

第7条 市は、公園等の管理について、別表に定める額の謝礼金を予算の定めるところにより受託者に支払うものとする。

(準用)

第8条 市が管理する都市公園、緑地、ちびっこ広場及び市が管理しなければならない公園等については、この要綱の規定を準用する。

(附則)

第9条 この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表

公園等の規模	委託業務基準	謝礼金
500m ² 未満	①ゴミ収集 ②清掃及び除草 ③巡視	年額 15,000円
500m ² ～1,000m ² 未満	同 上	年額 20,000円
1,000m ² ～2,000m ² 未満	同 上	年額 25,000円
2,000m ² ～3,000m ² 未満	同 上	年額 30,000円
3,000m ² 以上	同 上	年額 40,000円

但し、特別な管理を要すると認められる公園については、別途市長が定める。